



市 章

大津市公報

令 和 6 年 2 月 1 日
号 外 (第 9 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 1 大津市公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 2 大津市職員任用規則の一部を改正する規則..... 1
- 3 大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第1号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1市印の表大津市之印の部2の款3の項中「及び身体障害者手帳の記載事項の訂正並びに精神障害者居宅介護等利用者証の確認用」を「、身体障害者手帳及び特別児童扶養手当証書の記載事項の訂正用」に改め、別表第1職印の表大津市福祉事務所長之印の部を次のように改める。

大津市福祉事務所長之印	11	23	てん書	方22	1	福祉事務所長名をもって発する文書及び証明書用	福祉政策課長
		23の2	てん書	方11	1	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、通所受給者証及び療育手帳の記載事項の訂正並びに滋賀県心身障害者扶養共済制度並びに障害者に係る日本放送協会放送受信料の免除制度及び有料道路通行料金の割引制度に係る証明書用	障害福祉課長
	12	24	削除	削除	削除	削除	削除

別表第2職印の項第12号を次のように改める。

(12)

削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第2号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則(平成6年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「含む。」に「を含む。第23条において同じ。」に改める。

第20条第6号中「第17条」を「第18条」に改める。

第23条中「課長補佐相当職」の次に「、主幹の職(保育士に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第3号

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則（平成23年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第15条の6の2第1号」を「第15条の6の4第1号」に改める。

第2条 大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条中「第15条の6の4第1号」を「第15条の6の5第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年1月1日から施行する。